

第60号様式の2 (第16条関係)

年 月 日

鹿児島県

長殿

届出者  
所在地  
名称及び  
代表者氏名

法 人 番 号									

届 出 書

県民税利子割の申告納入について、鹿児島県税条例第35条の8の規定により下記のとおりお届けします。

届出事由及び 異動年月日	1 新 設	年 月 日	備考									
	2 廃 止	年 月 日										
	3 申告方法の変更	年 月 日										
	4 金融商品の変更	年 月 日										
	5 所在地の変更	年 月 日										
	6 店舗名称の変更	年 月 日										
	7 代表者の変更	年 月 日										
異動事由に 係る営業所等	所在地	〒 電話番号 ( )										
	店舗名											
特別徴収義務者番号							金融機関共同コード					
利子 割の 納 入 方 法	店舗ごとに納入する 場合の利子等の 種類	1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13										
		14 15 16 17 18 19										
本店等において一括 納入する場合の 利子等の種類	一括納入する営業 所等	1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13										
		14 15 16 17 18 19										
一括納入する営業 所等	所在地	〒 電話番号 ( )										
	店舗名											
特別徴収義務者番号							金融機関共同コード					

### 1 提出方法

この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止及び納入種別の変更があった場合、納税地を管轄する地域振興局等へ提出すること。

なお、届出書は本店又は本部から提出しても差し支えない。

### 2 記入方法

注 ○ ----- 記入を要する。  
 - ----- 記入を要しない。

記 入 欄	記 入 内 容	新 設	廃 止	申 告 方 法 の 変 更	金 融 商 品 の 変 更	所 在 地 の 変 更	店 舗 名 称 の 変 更	代 表 者 の 変 更
1 届出事由及び異動年月日	該当の番号に○印をし、その異動年月日を記入する。	○	○	○	○	○	○	○
2 異動事由に係る営業所等	いずれの届出事由の場合にも必ず記入する。	○	○	○	○	○	○	○
3 特別徴収義務者番号	太枠内の上4けたに金融機関共同コードを、下3けたに店舗コードを記入する。	○	○	○	○	○	○	○
4 利子等の納入方法	納入方法別に利子等の種類を下記により選択して、該当の番号に○印をする。	○	-	○	○	-	-	-

注 利子等の納入方法には、次の三つがあります。

- (1) その店舗等で徴収した税額を当該店舗等において納入する方法
- (2) 本店等において一括して納入する方法
- (3) (1)及び(2)を併用した方法

### 3 添付書類

新たに設立した法人（営業所等の新設を含む。）にあつては、この届出書に定款、寄付行為、規則又は規約若しくはこれに準ずるものの写し及び設立の登記の登記簿謄本を添えて提出してください。

利子等の種類	
1 特定公社債以外の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険、一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	